

議案第 35 号

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成 24 年 3 月 2 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、住民基本台帳法の一部改正に伴い、本広域連合規約の一部を改めるため必要があるからである。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第3備考中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

2 この規約による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合規約別表第3の規定は、平成25年度以後の年度分の負担金について適用し、平成24年度分までの負担金については、なお従前の例による。